



日本の不正会計開示事例の実態分析

尾関, 規正

(Citation)

六甲台論集. 経営学編, 64(4):1-28

(Issue Date)

2018-03-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041399>



日本の不正会計開示事例の実態分析

尾 関 規 正

1 はじめに

本論文の目的は、日本国内における不正会計開示事例の実態を調査し、その傾向を明らかにすることである。具体的には、日本国内の上場企業において公表された不正会計開示を可能な限り広範に収集し、開示された不正会計の内容の実態や開示企業の基本的な財務特性の傾向を分析する。

本論文では、「不正会計」を財務報告に含まれる意図的な虚偽の記載として定義する⁽¹⁾。また、「不正会計開示」は、企業が不正会計を行った事実またはその可能性、およびその調査内容を公表する一連の開示を意味する。会計情報に関わる企業の不祥事には一般に、会計不祥事、粉飾決算、不正経理処理、不正会計（または会計不正）など複数の呼び方がある。これらは、企業活動の実態が財務報告に適切に反映されず、意図的に虚偽の記載が財務諸表に含められるという点で共通した意味を持つ。本論文ではこれらを示す語句として「不正会計」を用いる。

企業の財務報告が利害関係者の意思決定に資する情報となるためには、企業実態を適切に反映して行われることが前提となる。そのような財務報告制度の信頼性を確保するために、これまでも会計基準の整備や財務諸表監査での制度的な取り組みが行われている。しかし、そのような取り組みが行われている状況でも不正会計の発覚は続き、例年一定数の不正会計事例が公表され、財務報告制度の信頼性に疑念が投げかけられている。

わが国の開示制度の下では、不正会計は「不適切な会計処理」として開示されることが多い。「不適切な会計処理」とは、意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、またはこれを誤用したことによる誤りを意味する⁽²⁾。違う言い方を

(1) 本論文の「不正会計」の定義は、監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」（日本公認会計士協会監査基準委員会，2013年6月改正）や「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会，2013年3月）と同様の定義である。不正会計には不正な財務報告と資産の流用が含まれる。不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと、または、必要な開示を行わないことを含んでいる。また、資産の流用とは、企業の資産の盗罪をいい、受取金の着服、物的資産の窃盗または知的財産の窃用、企業が提供を受けていない財貨・サービスに対する支払、企業が保有する資産の私的な利用などを含む。

(2) 「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」（日本公認会計士協会，2012年3月）における定義であり、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計

すれば「不適切な会計処理」は、意図的であるかどうかを問わない財務報告に含まれる虚偽の表示である。不正に結びつく可能性のある事実を開示する段階では、不正であるか否かが判断できないことも多いことから意図の有無を問わない呼称で開示が行われることが多い。

本論文ではその中でも意図的に行われた虚偽表示である不正会計に着目する。その理由は、財務情報が利害関係者の意思決定に資するための情報であることから、その意思決定への影響を考慮したためである。虚偽表示が誤謬であれば、そこに人為的な意図はないため、その影響部分や損益の方向は無作為であると予想される。一方で不正会計は、目標となる業績を達成することや、損失の隠ぺいや先送りをすることといった動機により会社の利益や資産を過大に計上するものが多い (Beasley et al., 2010)。このため、利害関係者の判断材料になる将来の収益性や現在の財政状態といった情報への影響が誤謬よりも生じやすい。また、財務情報の利用者が不正会計によって意図的に欺かれていたのであれば、含まれていた虚偽の影響を超えて財務報告に対する信頼性に疑念を生じさせ、その後の開示情報の受け取り方も変化することが考えられる。その意味で不正会計は単純な誤謬と異なり、利用者の意思決定に対してより大きな影響をもたらすと考えられる⁽³⁾。

このため、これまでの研究において、虚偽表示の中でも特に不正会計は財務報告の信頼性に影響する課題として取り扱われていることから、不正会計に着目してその実態を調べる意義がある。近年、日本の上場企業による不正会計開示が報道で触れられるものの、その内容は事例ごとの情報に限られ、日本国内における不正会計開示がどのような実態となっているかを示すデータは少ない。また、不正会計を取り扱う先行研究は多くあるが、不正会計の定義よりも限定的な事例を対象とすることが多く、日本の不正会計開示全般を対象とした分析結果は明らかにされていない。不正会計開示の内容やそれを行った企業の実態を知るには、まずは網羅的な国内の不正会計事例の収集が必要であるが、国内の事例収集の方法は確立されていない。このため本論文では、日本の不正会計開示事例に着目してその実態を明らかにするため、不正会計開示事例の網羅的な収集方法を国内の開示制度に基づいて提示し、集められた不正会計開示の全域を対象として、その発生状況、内容の傾向や開示した企業の特徴の分析を行う。

本論文では、2005年1月から2016年9月までの間に適時開示により開示のあった不正会計事例を対象としている。適時開示の件名のキーワード検索と本文記載の不正会計に関する語句の判別を行うと共に、証券取引等監視委員会（以下、SESC）による処分や第三者委員会（または、社外調査委員会とも呼ばれる。以下、第三者委員会）による調査の有無を考慮して事例を識別した結果、

基準委員会、2009年12月）における「誤謬」と同義である。これらの「誤り」や「誤謬」という用語は意図の有無を区別しない財務報告における虚偽表示全般を示しており、監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」（日本公認会計士協会監査基準委員会、2016年1月改正）にある意図の無い虚偽表示として定義される「誤謬」とは異なる。本論文では後者の定義に従って、意図の有無によって「不正」と「誤謬」を区別する。

(3) 先行研究においても修正再表示が不正会計に該当する場合には、誤謬である場合に比べて株価が開示時点において大きく下落することが報告されている (Palmrose et al., 2004; Hennes et al., 2008; 奥村, 2014)

不正会計事例は486件収集された。本論文の貢献は、これらの不正会計開示事例を網羅的に取り扱うことで、これまでの日本の不正会計開示の全般的な傾向のわかる分析結果を不正会計研究や実務家に対して提供する点である。

以下は本論文の構成である。2節では、本論文の背景となるこれまでの先行研究を要約する。3節では、日本での不正会計に関する開示制度を概説し、日本の不正会計開示識別方法を示す。4節では、収集された不正会計事例の件数と不正会計開示企業の基本的な属性を確認する。5節では、不正会計事例の発生状況を目的、当事者、手口といった点で集計した結果を示す。6節では、不正会計の影響の大きさについて、目的や当事者に分けて分析する。7節では、不正会計を開示した企業の財務特性の傾向を分析する。最後に、8節において結論と課題を述べる。

2 研究の背景

米国において不正会計事例を対象とした研究は、不正の動機または原因となる要因や、不正会計を実行した結果として生じる経済的帰結を分析する研究が幅広く行われている。不正会計の株価下落や経営者処分などの経済的帰結を分析する研究としてFeroz et al. (1991), Palmrose et al. (2004), Hennes et al. (2008), Karpoff et al. (2008) など、不正を行った企業の動機や機会となる組織構造を分析する研究にはDechow et al. (1996), Beasley (1996), Farber (2005) など、財務特性から不正会計企業の特徴を分析する研究にBeneish (1999), Dechow et al. (2011) など、不正会計に関する外部監査の特性を分析する研究にCarcello and Nagy (2004), Lennox and Pittman (2010) など、不正が発覚する要因を分析する研究にBowen et al. (2010), Wilde (2017) などがある。

そのような研究の中でBeasley et al. (2010) は、Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) によるプロジェクトとして不正会計を行った企業を広く取りまとめた結果を報告している。不正会計事例の情報源としては米国における1998年から2007年までの米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission : 以下, SEC) が公表する「会計及び監査に関する執行措置通牒 (Accounting and Audit Enforcement Release : 以下, AAER)」を用いて収集された不正会計事例347件を分析対象としている⁽⁴⁾。不正会計企業の財務的特性などの基本的な企業属性をはじめ、不正会計の内容となる当事者や目的、影響額や手口が調査されている。また、ガバナンスや外部監査人の特性、また発覚後の株価の動きなどを取り扱っている。米国での不正会計事例の実態を示す情報の提供を目的として、入手された事例に対して不正の発見や防止の観点から幅広い分析を行った結果を報告している。

このBeasley et al. (2010) は、AAERを対象として事例を識別していることから、不正会計の中でもSECが調査対象とする影響の大きい不正な財務報告に対象が絞られる。その影響として、

(4) Beasley et al. (2010) は、対象期間の1,759件のAAERに対してレビューを行い、不正会計に該当するかどうかを判別して事例を収集している。またAAERでの事例収集と合わせて、関連情報を開示情報、株主招集通知、報道される情報より入手している。

対象事例では経営者または財務担当役員による不正が 89%を占めている。しかし、不正会計の定義を考慮すれば、不正な財務報告を目的とせず、資産の流用による個人の利益を得ようとする不正も含まれ、従業員や子会社での不正もより広く対象となると考えられる。

米国における不正会計研究に適したデータベースを調べた研究に Karpoff et al. (2017) がある。Karpoff et al. (2017) は、研究対象となる「不正会計」を定義する場合、既にある公のデータベースではそれぞれが別の目的によってデータを収録していることから、定義に合う事例を全て収集し切れないことを指摘している⁽⁵⁾。そして、定義に合わせた独自の手収集を用いて、目的となる事例のもれを最小限に抑えることで、1978 年から 2015 年までで 1,243 件の事例を収集し、より精緻な分析結果を報告している⁽⁶⁾。このため、定義に対して部分的な範囲を選ぶ場合には、その対象範囲に特有の選択バイアスが分析結果に生じることに留意する必要がある。一概に不正会計の研究と言っても、それぞれの研究目的によってその範囲が限定されることから、分析の対象が不正会計のどの範囲を対象としているかは、分析結果を理解するための重要な設定となる。

次に、日本国内における不正会計事例を取り扱う先行研究を概観する。表 1 は、日本の不正会計を取り扱う先行研究での事例の対象期間、件数、情報源、それぞれの研究で設定される対象範囲の特徴を一覧にしている⁽⁷⁾。いずれの先行研究も対象期間は共通せず、手収集も用いられているため、件数は同じ水準にないが、概ね直近の 10 年から 15 年で 200 件前後の事例が集められていることがわかる。

青淵 (2011) では適時開示によって集めた不適切な会計処理事例に対して、開示日後 3 日間での有意な株価下落を測定している。しかし、個別の事例では、一貫しない株価推移も見られ、不正会計の開示が企業を取り巻く他の要因の影響も受けながら株価に影響を及ぼすことを示唆する内容が含まれる。次に、Tanimura and Okamoto (2013) では、Dow Jones & Company Inc. が提供する Factiva ニュースサイトを用いて不正事例に関する報道をキーワード検索によって収集してい

-
- (5) 米国では不正会計の情報源として、上述した AAER、米国スタンフォード大学が集めている集団訴訟事例 (Stanford Securities Class Action Clearinghouse)、米国政府監査院 (Government Accountability Office) が公表する修正再表示事例、Ives Group Inc. が Audit Analytics™ として提供する修正再表示事例がある。それぞれ米国 SEC による処分や集団訴訟、修正再表示を集める目的のデータであり、不正会計を収集するにはそれらの内容から不正会計に該当するか否かの判定を分析者が行う必要がある。
- (6) Karpoff et al. (2017) は、SEC や米国司法省の web サイト、PACER (Public Access to Court Electronic Records)、SEC Docket から横断的に不正会計に該当する米国証券法違反事例を収集している。また、各事例に関連する開示イベントについても特定し、上記の情報源の他、事例に関する企業や報道機関からの公表情報も用いて、彼らが定義した「不正会計」に合致する網羅的なデータベースを構築している。
- (7) 表 1 の他に、「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」(日本公認会計士協会、2010 年)では、2006 年から 2009 年の不正を公表したプレスリリースから無作為に 30 件を選択し、不正の内容や調査に関する傾向を個別事例に基づいて検討している。また、「日本企業の不正に関する実態調査 2016」(KPMG FAS、2016 年)は、2006 年より継続的に上場企業に対して行っている不正に関する上場企業へのアンケート調査結果である。こちらは、2013 年から 2015 年を対象期間としてアンケート等により不正の発生状況を調査している。

表1 日本の不正会計に関する先行研究の取り扱う対象の範囲

reference(公刊年順)	対象期間	件数	情報源	対象範囲の特徴
青淵 (2011)	2004～2010	32	適時開示	対象は「不適切な会計処理」の適時開示。
Tanimura and Okamoto (2013)	2000～2008	39	報道、ニュース	不正会計に限らない不正全般160件のうち、不正な財務報告の件数。
奥村 (2014)	2004～2009	70	適時開示	利益の修正再表示236件(誤謬含む)のうち、不正による事例数。
一ノ宮 (2016, 2017)	2004～2013	208	公表資料等	公表資料は、第三者委員会報告、ニュースリリース、新聞報道等。
Song et al. (2016)	2001～2014	172	適時開示、SESC	修正再表示を伴う不正を行った企業数。企業・年度単位では861件。
稲葉 (2016, 2017)	2001～2015	238	適時開示、SESC	左記238件のうち、経営者や役員が行った事例98件が分析対象。

る。不正会計に限らず企業が犯した不正全般を対象として、企業のレピュテーションの毀損が株価のマイナスとなり、不正に対するペナルティが生じていることを示している。また、奥村 (2014) では、当期純利益に影響する修正再表示事例を対象として、株価反応やその反応の大きさの要因、ガバナンスを担う取締役や監査役の特性、外部監査人の特性を分析している。その中では修正再表示の開示に対する株価反応の大きさは、利益への影響が大きい場合や、訂正の原因が不正である場合に特に大きな反応となることが示されている。

その後、対象期間の拡大と共に対象件数も増加している。多数の不正会計事例を取り扱う研究として、一ノ宮 (2016, 2017) では、日本の不正会計事例の手口や、実行した企業の親・子会社区分や設立後の経過年数などの企業特性を定性的にとりまとめ、対象期間の不正会計事例に共通する傾向を導いている。傾向として、手口には売上取引が用いられやすいこと、子会社や主要でない事業での不正も発生していること、新興または老舗、規模の大小といった区別を問わず不正が起こっていることを提示した。

続いて、Song et al. (2016) は、多数の事例を対象に定量的な分析を行っており、修正再表示を伴う不正会計事例を対象に不正会計を含む財務報告の財務特性の特徴を抽出している。そして、不正会計を含む年度の財務報告では、ソフト資産比率が高いこと、異常な会計発生高の絶対値が高いこと、株式や社債の発行があること、営業キャッシュ・フローの異常なマイナスが生じていること、簿価時価比率が低くなっていることといった特性を示している⁽⁸⁾。多数の不正会計企業を対象とするものの、修正再表示を伴う事例を対象としており、修正再表示を伴わない事例は分析に含まれない。

また、稲葉 (2016, 2017) では、不正会計のうちの経営者や役員が行った不正会計を対象として、

(8) このうちの「ソフト資産比率」は現金預金と有形固定資産以外の資産が総資産に占める割合として定義され、非現金流動資産や無形資産、投資その他の資産などが含まれる。企業が会計処理を裁量的に行う柔軟性を示す指標として用いられている (Dechow et al., 2011)。

経営者が行う不正の動機を分析している。不正会計を行った企業の不正を開始した年度では純資産残高が低い、損失を計上している、新規株式上場前であるといった状況が経営者の不正を行う動機となっており、また、外部監査人が大手監査法人でないといった要因も不正を行う機会として挙げられることを示した。こちらは経営者による不正を対象としており、従業員が行う不正については分析の対象外であることに留意する必要がある。

なお、Song et al. (2016) と稲葉 (2016, 2017) は、国内の事例収集方法で共通している。いずれも証券取引所規制に基づく企業からの適時開示と SESC による課徴金処分事例を用いて不正会計事例の収集を行っており、適時開示より事例を識別する際には不正会計を意味する任意のキーワード検索を行うことで、事例の絞り込みを行っている。

以上の先行研究からは、まず、日本国内で不正会計事例を収集する場合の情報源として、適時開示、SEC 課徴金処分事例、企業のプレスリリースや報道される情報が挙げられることがわかる。ただし、いずれも対象期間が異なり、手収集を含む種々の方法で収集されていることから得られる件数は一貫していない。そして、報告される分析結果は、それぞれの研究目的に合う対象範囲に限定されている場合がある。このため、日本の不正会計開示の発生状況やその傾向の全体像は、これまでの研究から必ずしも明らかにされていない。このような状況への対応として、まずは、不正会計の開示事例を網羅的に収集する方法を提示し、そのうえで、不正会計の定義に合致する事例全般を対象とした実態分析を行う。

3 日本における不正会計の制度的開示と収集方法

日本の不正会計の情報源は、制度的な開示と任意の開示に区別できる。制度的な開示には、不適切な会計処理の適時開示と SESC 課徴金処分勧告事例の二つがある。一方、任意の開示には、企業が自社ホームページなどで行うプレスリリースや報道される情報が挙げられる。任意の開示には、特に根拠となる規制はなく、その情報の信頼性や重要性の適否が判断しにくい。一方で、制度的な要請による開示であれば、根拠規制を背景として、一定の信頼性や重要性を備えた情報になっている。また、後述するように、任意の開示がされた場合には、制度的な開示が必要に応じてもれなく行われる。このため本論文では、制度的な開示である不適切な会計処理の適時開示と SESC 課徴金処分勧告事例の二つを対象とし、以下ではそれぞれの制度について説明する。

3.1 上場規制による適時開示

適時開示は、日本の金融商品取引所の自主規制（主に、「有価証券上場規程（東京証券取引所）（以下、東証上場規程）」）に基づいた上場企業の重要な会社情報の開示である⁽⁹⁾。日本の開示制度

(9) 適時開示は東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システム（Timely Disclosure network：以下、TDnet）を通じて 1998 年より開示されている。TDnet では、国内金融商品取引所（東京証券取引所、1999 年より名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、2000 年より JASDAQ、2005 年より大阪証

において過去の開示情報に虚偽表示が含まれていた場合には、「不適切な会計処理」があった事実を適時開示によって公表する実務が行われる。

適時開示制度では、投資判断に影響のある事実の決定や発生があった場合に、その事実を適時開示として公表することが要請される（東証上場規程 402 条）。また、既に開示した情報の内容に変更または訂正すべき事情が生じた場合にその内容を開示しなければならない（東証上場規程 416 条）。このため上場会社は、投資家の判断に影響のある重要な事実の発生や、過去の開示情報（決算短信や有価証券報告書など）を訂正する可能性のある事実が生じた場合は、適時開示により投資家へその事実の内容を開示することが求められる（加藤，2015，pp. 268-271）。また、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（日本取引所自主規制法人，2016 年 2 月）が公表され、不祥事に直面した上場会社に期待される対応や行動に関する原則が明記された。不祥事に対する調査、第三者委員会設置の際の独立性・中立性・専門性の考慮、再発防止の取り組み、それらの過程における必要な段階での情報開示が求められている。こうした規制に基づいて、上場企業において不正会計や過年度決算の誤りが発覚した場合は、将来の業績予想を修正する可能性や、過去の財務報告を修正する可能性、それらが投資家の判断へ影響する可能性を考慮して適時開示が行われる⁽¹⁰⁾。

「不適切な会計処理」の適時開示は財務諸表における虚偽表示全般が対象となり、意図の有無は必ずしも区別されない。しかし、不正会計に該当する場合には、「不適切な会計処理」の情報開示の中に、不正である旨、原因、手口、動機といった意図の有無に関する記載が含まれており、不正会計の識別が可能である。当初の第一報で従業員による不正の手口や影響額まで開示される場合もあれば、その後の調査の進捗により当事者や原因が特定され、不正かどうかが判明する場合もある。

適時開示のタイミングには明確な規則はないが、投資家への情報開示の適時性と開示される情報の正確性を考慮したタイミングで開示が行われる（加藤，2015，p. 271）。例えば、企業内で発覚し

券取引所（2013 年より東証に統合）の上場会社および日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄が開示した適時開示が登録され、直近 1 ヶ月間の適時開示のドキュメントが公開されている。2000 年から 2005 年にかけて徐々に企業の適時開示のルールやシステムが整備され、開示の対象となる企業も拡充されてきた経緯がある。特に、2005 年において大阪証券取引所の TDnet を通じた開示が開始し、国内の全ての取引所に上場する企業の適時開示が一本化した（河野，2008，p. 230）。

(10) 適時開示制度では、金融商品取引法における重要事実と類似する項目について適時開示が求められる（東証上場規程 402 条，金融商品取引法 166 条 2 項）。また、重要事実への該当を判定するため、軽微と判断する場合の軽微基準が定められている（「有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）」401，402 条，「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」49 条から 55 条）。その一方で「上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株検討に関する重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」を包括的に対象としたインサイダー取引規制におけるバスケット条項に類似する規制が適用される（東証上場規程 402 条 1 項 ar，2 項 x，金融商品取引法 166 条 2 項 4 号）。このため、重要事実該当する場合は開示が必要であり、かつ、基準に関わらず、個別の状況に応じて重要性があると考えられる場合に開示が求められる。

た不正会計を例に取れば、当事者や手口、不正会計による損害額の概算などの一通りの不正の概要を社内調査により事実確認した後で、より厳密な調査を行うための社内または社外の調査委員会を設置する前のタイミングで公表するケースが多く見られる。

なお、適時開示を行うに当たって企業は金融商品取引所へ事前の説明をする必要がある（東証上場規程 413 条）。このため、適時開示される情報は企業側からの発信ではあるものの、その内容の検討や適時開示要否の判断は企業が終始単独で行うものではない。また、企業は取引所からの照会に応じて取引所へ報告を行う義務や、取引所の要請によって開示をする義務を持つ（東証上場規程 415 条）。このため、新聞などの報道が先行した場合にも、適時開示が必要と取引所によって判断されるのであれば、適時開示が行われることになる。

3.2 証券取引等監視委員会による課徴金処分勧告

米国 SEC による AAER と同様に、日本の証券市場に対する当局による規制として、日本でも SESC による証券市場のモニタリングが行われている。SESC の活動の中で、有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載に関連して犯則調査と開示検査が行われる。犯則調査では、開示書類の虚偽記載のうち特に悪質と評価された事案を犯則事件として取り扱い、刑事罰を課するための調査が行われる⁽¹¹⁾。調査の進捗により、検察官と共同しての強制捜査や検察官への告発が行われ、刑事事件として起訴されることになる（小谷，2009）。一方、刑事罰の厳密な立証を要せずに、開示書類への虚偽記載などの違反行為を処分する制度として、2005 年 4 月より金融庁による課徴金制度が導入されている。証券市場の公正性・透明性を確保するために、インサイダー取引や相場操縦などの不正取引と共に、有価証券報告書などの開示書類への虚偽記載が処分の対象となる。この課徴金制度の一環として、SESC によって開示検査が行われ、違反が認められる場合は SESC から金融庁への課徴金処分勧告が行われる⁽¹²⁾。この処分勧告に基づいて、その後金融庁での審議により処分が決定される。

課徴金処分には意図の有無は問われないため、意図的に行われた虚偽記載である不正だけでなく、開示企業の誤謬により意図せず生じた虚偽記載も検査の対象となる。処分勧告が公表されるタイミングは、不正会計の会社側の調査の結果が報告され、過年度決算短信や有価証券報告書等の訂正が行われた後の一連の適時開示の終盤の段階であることが多い。ただし、犯則事件調査などでは、SESC による調査が起点となって不正が明らかになるケースもあることから、SESC による調査が

(11) 投資家の判断へ与える影響の重要性や、意図の有無などにより判断される（加藤，2015，p. 244）。

(12) 2016 年 9 月末までの累計では、犯則事件の告発 34 件、課徴金納付命令勧告 85 件（2005 年 4 月より開始）、訂正命令 4 件（同）の実績がある。課徴金制度が導入された 2005 年以後は年間 10 件程度の事例が公表されている。この情報は SESC の Web サイト（<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kaiji.htm>）にて公開されている。SESC の課徴金処分勧告および訂正命令の件数は Web ページの年度別の処分勧告の一覧より入手した。犯則事件の告発は、2010 年 12 月以前は、各年度の「年度公表」（SESC の活動状況の公表書類）より、2010 年 12 月以降は Web ページ上の告発事件の一覧より入手した。

先行する事例もまれに生じている。

3.3 不正会計開示の情報源

適時開示と課徴金処分は、共に制度に基づく公表情報であるものの、課徴金処分勧告は第三者である SESC による調査結果であるため、情報の信頼性、確実性はより高く期待できる。しかし、SESC の調査は全ての虚偽記載に対して行われるものではなく、SESC の判断によって調査または処分の対象となる事例に限られる。調査対象となるための具体的な基準の明示はないものの、SESC の対象となる虚偽記載の件数は不適切な会計処理の適時開示の件数に比べて少ないことから、課徴金処分事例は金額や悪質性において重大な事例のみに限られると考えられる。

また、虚偽表示に意図があったかどうかは SESC の処分勧告時の公表資料では明記されないため、SESC の公表資料には不正に関する当事者、手口、動機といった内容の記載は無い。一方で適時開示に様式の定めは無いものの、当事者の特定や虚偽表示につながる不正や誤謬の原因、意図的なものである場合はその目的や動機といった内容が含まれる開示実務が行われている。さらに、公表のタイミングに関しては、SESC による公表は不正調査の企業側からの開示が一通り完了した後、事後的に行われることが多いが、適時開示は企業において一定の確度が得られた時点で適時に開示が行われ、株式市場へ情報が提供される。なお、SESC による調査や処分があった事実は適時開示の対象となり、SESC による公表がある場合は適時開示で公表されるため、適時開示からは SESC の公表資料を包含したより多くの情報が入手できる。

以上より、本論文では、不正会計事例の実態を調査する目的のため、事例をより広範に入手できることを考慮して、適時開示を情報源としてサンプルの収集を行い、SESC の処分事例は、網羅性の確認のために参照するに留める。

3.4 不正会計事例に関する適時開示の識別方法

適時開示からの不正会計事例の識別は以下のプロセスで行う⁽¹³⁾。まず、上場企業全ての適時開示から不正会計に関連するキーワードによる件名検索を行い、開示内容を閲覧する適時開示の絞り込みを行う。本論文で用いた具体的な件名検索時のキーワードについては、表 2 のパネル A に記載している。検索キーワードについては、直接的に不正に関連する語句、開示書類の遅延、不正調査、修正再表示や過年度業績の修正、刑事事件の関連に区分され、不適切な会計処理が行われた場合の企業の開示プロセスや関連して生じる事象に基づいて語句を選択し、検索を行った。企業が独特な件名表記を行った場合には検索からもれるおそれがあるが、これらの区分のいずれかで該当が

(13) 以下、件名のキーワード検索により絞り込みを行ったうえで、本文内容から不正会計かどうかを特定するプロセスは、基本的に Song et al. (2016) や稲葉 (2016, 2017) と同様である。ただし、検索するキーワードや不正会計とみなす基準などの詳細な記載は無いため、先行研究と本論文では厳密には異なる可能性がある。最終的に収集される事例数は本論文の事例数が上回ることから、本論文の対象は先行研究より広範囲になっている。

あればその企業の適時開示全てを時系列で遡って閲覧し、該当する事例の当初の適時開示まで特定している⁽¹⁴⁾。不正会計に該当する事例の適時開示を遡ってチェックする過程で新たな語句を使った件名の適時開示を発見した場合は、その語句を検索キーワード群に追加して再度検索をやり直してキーワードの不足を防いでいる。表 2 はその繰り返しの結果として集まったキーワード群である。

表 2 不正会計事例識別キーワードおよび関連語句

パネル A：適時開示の件名キーワード検索	
関連	件名検索キーワード
不正会計関連	不正 横領 着服 流用 流失 架空 循環 会計処理 適切でない 過大 過小 不適 不祥
遅延関連	提出遅延 提出の遅延 期限延長 期限の延長 期限延期 期限の延期
調査委員会関連	調査 第三者委員会 報告書の受領 報告書受領
訂正関連	内部統制報告書の訂正 有価証券報告書の訂正 過年度決算 過年度の有価証券 過年度の決算 過年度の業績 過去の業績 業績に影響 業績へ影響 訂正有価証券報告書
事件関連	逮捕 告訴 元役員 元従業員
パネル B：適時開示本文記載および調査主体からの判定	
要件	関連語句
1) 適時開示本文に右記語句または同義の記載がある	不正 偽装 仮装 偽造 改竄 捏造 隠蔽 架空 循環 共謀 実在しない 実態を伴わない 過大計上 原価付替 利益操作 目標達成 予算達成 上場基準クリア 横領 流用 着服
2) SESC 事例	SESCによる調査（刑事告発や課徴金処分勧告）を受けている
3) 第三者委員会事例	第三者委員会による調査が行われている

件名検索により絞り込まれた適時開示には、誤謬による虚偽表示の訂正、財務諸表以外の記載の誤りの訂正も含まれる。また、不正アクセス、品質偽装、インサイダー取引、贈収賄や汚職などの財務諸表に影響を及ぼさない不正も抽出される。本論文で取り扱う不正会計は財務報告における意図的な虚偽表示であり、誤謬による虚偽表示や会計処理に関係なく行われる不正は対象外とし、収集結果からは除くものとする⁽¹⁵⁾。

このために、Hennes et al. (2008) の不正会計判定方針を参考として、抽出された適時開示の本文の内容に基づいて、事例を判定する⁽¹⁶⁾。判定には三段階の要件を設定しており、第一に、該当し

(14) 過去に既に開示した適時開示に関連して開示が行われる場合、適時開示本文の冒頭にて過去の適時開示の件名を参照することが通例である。このため、本文冒頭に過去の適時開示が参照されるかどうかによって、第一報まで遡ることができる。このプロセスにより同時に第一報日の特定を行っている。

(15) 日本公認会計士協会（2015）によれば、増収賄などの汚職、品質偽装、情報漏洩などの会計と関連しない企業不祥事に該当する事例は広義での「不正」に含まれるものの、監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」（日本公認会計士協会監査基準委員会，2013年6月改正）で取り扱う重要な虚偽表示の原因となる企業の財務や資金に影響のある不正とは区別される。ここで言う広義「不正」とは法律、規則および基準（会計基準を含む）並びに社会倫理からの逸脱行為である。不正会計の定義に基づいて、本論文の対象から除外する。

(16) Hennes et al. (2008) は、以下の三点に基づいて不正を特定する基準を設定した。第一に、「不正 (fraud, irregularity)」に類する語句が開示内容に用いられる点である。企業は訴訟リスクを負うことから不正を自ら認めにくい状況にある。不正である旨を自ら開示するのであれば、それが事実である可能性が高い。

た適時開示の本文の内容に不正会計を示す語句が含まれる場合に不正会計事例とする。具体的な語句は表2のパネルBに記載している。そして、それらの語句が含まれない場合にも、第二の要件として規制当局であるSESCの調査が行われる場合、第三の要件として第三者委員会による調査がされる場合を不正会計事例とみなす。

なお、不正調査のために設置される調査委員会が第三者委員会に該当するか否かは、適時開示に記載される第三者委員会の構成員の開示に基づいて判定する⁽¹⁷⁾。判定には、まず適時開示の本文記載に「日弁連『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日改訂）』を考慮して選定している」旨の記載がある場合には、第三者委員会に該当するものと分類している。この記載が無い場合には、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会、2010年12月改訂）の「第2第5項利害関係」、「第5委員等」についての指針を参考に開示に基づいて構成員の属性の内容から判定している。具体的には、社内役員（取締役および監査役）が含まれないこと、社外役員は委員会の半数未満であり「独立性を阻害されない」旨の記述があること、委員長は社外役員ではなく外部専門家などの第三者であること、顧問弁護士が含まれないことの4点全てに該当する場合を第三者委員会とみなす判定を行った⁽¹⁸⁾。

4 不正会計事例の収集結果

4.1 不正会計事例数

3.4節で述べた方法に基づき、不正会計事例を収集した結果を記載する。2005年1月から2016年9月までの期間において、不正会計を適時開示により開示している企業を対象とする⁽¹⁹⁾。表2にしたがって、適時開示データベースの件名検索により不正に関連する可能性のある適時開示を抽出

第二に、規制当局による調査が行われる点である。規制当局は全ての疑わしい事例を対象とすることはできないため、規制当局の調査がある場合は虚偽表示が悪質で意図的なものであった可能性が高い。第三に、第三者委員会による調査が行われる点である。不正である疑いが強く、影響が大きい場合には、第三者委員会による調査報告を外部へ伝える効果が、設置のコストを上回ると見込まれ、経営者は第三者による調査を選択する。これらの理由は日本においても当てはまることから同様の基準を採用する。

(17) 「第三者委員会」とは、「企業や組織において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会」である（「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会、2010年12月改訂）。

(18) 判定基準については、長島・大野・常松法律事務所・あずさ監査法人（2010, pp. 95-97）にある「社内調査委員会」と「社外調査委員会」（第三者委員会と同義）の構成員の要件を参考とした。

(19) 適時開示を公開するTDnetでは、2000年から2005年において対象となる上場取引所の範囲やXBRLなどの開示規格が拡充されている（河野、2008）。特に国内の適時開示がTDnetへ一本化された時期が2005年であることを考慮して、2005年を分析対象期間の開始時期とした。なお、第一報は2004年であったが、2005年に差し掛かって調査報告を行っている事例5件は2005年の事例としてサンプルに含めている。

し、(1) 不正の語句、(2) SESC 処分、(3) 第三者委員会設置の順に判定を行い、対象となる不正会計事例を識別した。表 3 は、適時開示に基づいて収集された不正会計事例の件数を示しており、収集された事例数は 486 件となった。

表 3 サンプル選択

	事案件数	企業数
(1) 不正関連語句を含む不正会計事例	446	394
(2) 上記以外の SESC 処分事例	24	21
(3) 上記以外の第三者委員会設置事例	16	12
収集された不正会計事例合計:	486	427

分析に必要となる適時開示の情報は、プロネクサス社が提供する「eol データベースサービス」より対象期間にわたって入手した。また、財務情報は日本経済新聞社が提供する「日経 NEEDS Financial Quest (以下、NEEDS-FQ)」、株価関連情報は金融ソリューションズ社が提供する「日本上場株式日次リターンデータ」、外部監査人関連情報は日本経済新聞社の「日経 NEEDS 企業基本データ監査法人・監査意見」より入手している。これらの各データベースからのデータの入手可能性により対象事例数が制限される場合は、各分析の冒頭で別途説明する。

4.2 不正会計事例の基本属性

表 4 は集められた不正会計事例の基本属性である。表 4 のパネル A では、誤謬や不正会計を含んだ不適切な会計処理の開示事例の年別件数推移を示している⁽²⁰⁾。適時開示の件名検索から不適切な会計処理は 594 件抽出され、その内訳には誤謬等 108 件と不正会計 486 件が含まれる⁽²¹⁾。不適切な会計処理の件数では、2005 年は 32 件であったが、2006 年以降では 2007 年の 62 件をピークに毎年 50 件程度の開示が行われている。その内訳である不正会計開示も同様であり、2005 年の 21 件から 2006 年で 43 件に倍増し、2006 年以降は一定の頻度（年間 30～50 件程度）で開示がある。2005 年から 2006 年にかけての増加は、2004 年から 2009 年の利益訂正開示件数を集計した奥村 (2014) の年別件数とも整合し、制度改正の影響が表れたものと考えられる⁽²²⁾。

また、不正会計事例の件数の内訳として SESC の処分勧告、訂正命令、告発が伴う件数と、適

(20) 適時開示の第一報日付に基づいて、各年 1 月から 12 月で集計している。

(21) 本論文では不正会計のみを対象とするが、他の調査では誤謬等を含む「不適切な会計処理」を対象とする場合があるため、参考として記載している。なお、誤謬等には、過去の財務諸表に影響するが誤謬や会計処理方法の変更として開示されている事例の他、不正に該当するが会計処理に影響しない贈収賄の事例、他者からの詐欺被害にあった事例、不正調査が行われた結果問題が無かった事例などが含まれる。

(22) 奥村 (2014) では、2004 年から 2005 年ではカネボウによる会計不祥事への対応のため、規制の拡充や企業の対応が進められていたことをこの時期の件数増加の背景として解説している。具体的には開示制度の信頼性を保つため、監査基準の改訂、品質管理基準の設定、内部統制報告制度の導入といった監査に関連する施策が行われた。このような背景は不正会計にも当てはまる内容である。

表4 不正会計事例の基本属性

パネル A: 年別件数	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計
不適切会計合計(件)	32	54	62	59	54	58	45	48	50	43	52	37	594
誤謬等	11	11	11	9	11	8	3	14	7	6	8	9	108
不正会計	21	43	51	50	43	50	42	34	43	37	44	28	486
－SESC 事例	2	9	12	11	6	17	7	8	8	10	4	3	97
－適時開示のみ	19	34	39	39	37	33	35	26	35	27	40	25	389
パネル B: 上場市場別件数 ^{*1}													
	東証一部		東証二部		JASDAQ		マザーズ		他本則市場		他新興市場		合計
事案件数(件)	244		62		100		46		20		14		486
件数割合(%)	(50.2)		(12.8)		(20.6)		(9.5)		(4.1)		(2.9)		(100.0)
上場企業割合 ^{*1} (%)	(54.6)		(14.7)		(21.0)		(6.4)		(2.7)		(0.7)		(100.0)
パネル C: 業種別件数(東証 33 分類)													
(業種)	件数/割合%/上場全体 ^{*2}			件数/割合%/上場全体 ^{*2}			件数/割合%/上場全体 ^{*2}			件数/割合%/上場全体 ^{*2}			
水産・農林業	5	(1.0)	(0.3)	鉄鋼	2	(0.4)	(1.3)	空運業	4	(0.8)	(0.1)		
鉱業	0	(0.0)	(0.2)	非鉄金属	1	(0.2)	(1.0)	倉庫・運輸関連業	4	(0.8)	(1.0)		
建設業	37	(7.6)	(4.8)	金属製品	4	(0.8)	(2.4)	情報・通信業	66	(13.6)	(10.9)		
食料品	10	(2.1)	(3.6)	機械	22	(4.5)	(6.5)	卸売業	75	(15.4)	(9.1)		
繊維製品	7	(1.4)	(1.5)	電気機器	32	(6.6)	(7.3)	小売業	57	(11.7)	(9.6)		
パルプ・紙	3	(0.6)	(0.7)	輸送用機器	11	(2.3)	(2.7)	銀行業	18	(3.7)	(2.4)		
化学	10	(2.1)	(6.0)	精密機器	6	(1.2)	(1.4)	証券、商品先物取引業	8	(1.6)	(1.2)		
医薬品	0	(0.0)	(1.9)	その他製品	17	(3.5)	(3.0)	保険業	1	(0.2)	(0.4)		
石油・石炭製品	2	(0.4)	(0.4)	電気・ガス業	1	(0.2)	(0.7)	その他金融業	6	(1.2)	(0.8)		
ゴム製品	4	(0.8)	(0.5)	陸運業	10	(2.1)	(1.7)	不動産業	6	(1.2)	(3.3)		
ガラス・土石製品	3	(0.6)	(1.6)	海運業	0	(0.0)	(0.4)	サービス業	54	(11.1)	(11.1)		
	合計										486	(100.0)	(100.0)
パネル D: 企業別開示履歴件数													
	1件	2件	3件	4件	5件	6件	合計						
企業数(社)	382	35	8	1	0	1	427						
事例数(件)	382	70	24	4	0	6	486						

*1 東京証券取引所（以下、東証）とそれ以外の国内証券取引所に同時に上場する場合は、東証として集計している。また、2013年7月以降東証に統合した大阪証券取引所の一部、二部、大証ヘラクレスは東証一部、二部、マザーズとして集計している。上場企業割合は、2016年9月末時点の日本取引所グループ「東証上場銘柄一覧」より東証一部、二部、マザーズおよびJASDAQ合計3,513社、その他国内取引所のWebサイトで公開される上場銘柄一覧よりその他国内取引所の122社、合計3,635社より算出している。

*2 「上場全体」は、業種別の上場企業数全体での企業数の割合であり、2016年9月末時点の日本取引所グループ「東証上場銘柄一覧」より得られる東証一部、二部、マザーズおよびJASDAQへの上場企業数合計3,513社を対象に算出している。

時開示のみで公表される件数を記載している⁽²³⁾。SESC 関連事例は、適時開示により収集された事例全体の2割程度であり、適時開示を対象とすることでより不正会計事例を広範囲に収集できる。

続いて、表4のパネルBは上場市場別の事案件数である。不正事例数の取引所別割合は上場企業全体の市場数割合と比較して大きな偏りは見られないが、東証一部、二部、JASDAQに比べ、東証マザーズや東証以外の国内取引所での割合が若干大きい。

パネルCは業種別の事例数である⁽²⁴⁾。業種別事例数では、卸売業、情報・通信業、小売業、サー

(23) SESCの処分の情報は、課徴金処分勧告および訂正命令の事例はSESCのWebサイトの年度別の処分勧告の一覧より入手した。犯則事件の告発事例は、2010年12月以前は各年度の「年度公表」(SESCの活動状況の公表書類)より、2010年12月以降はWebサイト上の告発事件の一覧より入手している。なお、2004年から2016年10月までのSESC事例112件のうち、重複10件、上場廃止後の処分4件、財務諸表の訂正に該当しない事例1件は除く。

(24) 業種は東証33分類に基づいた業種分類で集計している。上場全体の割合は2016年9月末時点の東証一部、二部、マザーズおよびJASDAQへの上場企業数を対象に算出している。その他の国内取引所は割合が小さいためここでは考慮しない。

ビス業、建設業で件数が多い。上場企業全体の業種別企業数の割合に比べると、差が大きいものから順に、卸売業、建設業、情報・通信業、小売業となっている。よく見られる手口として、卸売業における実態の無い転売取引などによる架空売上や循環取引、建設業や情報・通信業におけるプロジェクト間の原価付替や外注や仲介を使った循環取引、小売業における在庫の調整による利益操作や資金の着服など、業種特有の不正の手口がある。そのような業種では業種の特長として不正が行われるリスクが高い傾向にあることを示している。

パネル D は企業別の不正会計開示の履歴件数である。開示履歴のある企業の大部分は 1 事例のみであり、複数事例を繰り返した企業は 2 割程度であった。開示履歴のある企業 427 社には、その後倒産や統廃合により上場廃止している企業も 98 社含まれるが、2016 年 9 月時点の上場企業数全体 3,635 社に対しておよそ 1 割程度の企業が不正会計開示を行ったと考えることができる。

5 不正会計事例の内容

5.1 不正会計の目的と当事者

表 5 は、不正会計の事例数を目的と当事者により集計した結果である。目的は主に不正な財務報告と資産の流用に区分している。不正な財務報告には、全社レベルの業績操作や目標達成、特定部門、子会社、個人レベルでの業績操作、または、損失や滞留資産の隠蔽のための操作を含む。資産の流用には、個人的な資金や在庫の横領、不正な支出や費用増しに伴う取引先からのキックバック受領、個人的な他社支援などを含む⁽²⁵⁾。その他は適時開示に目的や動機に関する記載が無いが、SESC や第三者委員会の設置により不正と判定される事例が多く含まれる。その他の区分には過去の会計処理の誤り、減損や資産評価などの見積もり誤り、連結範囲の誤りが多く含まれる。

当事者の分類としては、まずは不正会計を開示した企業から見て不正会計を行った企業が親会社（開示を行った企業本体）か子会社（開示した企業の子会社または関連会社）かの会社区分を行っている。そのうえで、当事者を役職別に経営者、取締役や監査役を含む役員、役員の立場を持たない管理職を含む従業員に分けている（以下、記載上は経営者と従業員として区別する）⁽²⁶⁾。その他には、目的同様に特定の当事者が開示されない場合と、取引先の循環取引などに知らずに関与して架空取引が財務諸表に含められた場合が含まれる。

表 5 のパネル A, B, C はそれぞれ事例全体、親会社区分、子会社区分での目的別および当事者別の件数とそれぞれの区分での構成割合を示している。パネル A の事例全体の目的別合計件数を見ると、不正な財務報告（46.3%）と資産の流用（42.0%）は半々程度で生じている。また当事者別合計で見ると、経営者は 35.6%、従業員は 50.4%であり、経営者による不正だけでなく、従業員

(25) 両方の目的を含む事例の場合は、損益影響を考慮して主要な目的を特定している。

(26) 当事者が複数の役職にまたがる場合は、より上位の役職者が不正会計の事実を知り得ていた場合は、上位の役職を優先して特定している。

表5 不正会計の目的と当事者別件数

目的別区分	当事者区分		経営者		従業員		その他		目的別合計	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
パネルA: 事例全体										
不正な財務報告	102	(59.0)	107	(43.7)	16	(23.5)			225	(46.3)
資産の流用	67	(38.7)	135	(55.1)	2	(2.9)			204	(42.0)
その他	4	(2.3)	3	(1.2)	50	(73.5)			57	(11.7)
当事者別合計	173	(100.0)	245	(100.0)	68	(100.0)			486	(100.0)
当事者別合計割合%	(35.6)		(50.4)		(14.0)				(100.0)	
パネルB: 親会社区区分										
不正な財務報告	56	(54.9)	73	(44.8)	11	(19.3)			140	(43.5)
資産の流用	42	(41.2)	87	(53.4)	1	(1.8)			130	(40.4)
その他	4	(3.9)	3	(1.8)	45	(78.9)			52	(16.1)
当事者別合計	102	(100.0)	163	(100.0)	57	(100.0)			322	(100.0)
当事者別合計割合%	(31.7)		(50.6)		(17.7)				(100.0)	
パネルC: 子会社区区分										
不正な財務報告	46	(64.8)	34	(41.5)	5	(45.5)			85	(51.8)
資産の流用	25	(35.2)	48	(58.5)	1	(9.1)			74	(45.1)
その他	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(45.5)			5	(3.0)
当事者別合計	71	(100.0)	82	(100.0)	11	(100.0)			164	(100.0)
当事者別合計割合%	(43.3)		(50.0)		(6.7)				(100.0)	
パネルD: 目的区分と当事者区分の独立性の検定										
目的別	経営者			従業員			χ^2 *1			
	不正な財務報告	資産の流用	合計	不正な財務報告	資産の流用	合計				
全体(件、%)	102(60.4)	67(39.6)	169	107(44.2)	135(55.8)	242	10.37***			
親会社(件、%)	56(57.1)	42(42.9)	98	73(45.6)	87(54.4)	160	3.23*			
子会社(件、%)	46(64.8)	25(35.2)	71	34(41.5)	48(58.5)	82	8.30***			

*1 χ^2 は目的区分と当事者区別に關連がないことを帰無仮説とした独立性の検定（カイ二乗検定）の検定統計量である（自由度 1）。
*、*** は、それぞれ 10%水準、1%水準で有意であることを意味する。

員による不正もまた多く発生している。米国 AAER の事例を対象とした Beasley et al. (2010) では経営者不正が大半を占めていたことと比べると、国内で収集される事例では従業員不正も多く含まれる内容になることがわかる。また、不正会計事例全体に対する経営者不正の件数の割合は、国内の事例を対象とする稲葉（2016）と整合する結果である。

パネル B の親会社区区分を当事者別合計で見ると、経営者（31.7%）に比べて、従業員（50.6%）の方が多く不正が発生している。また、その目的別内訳を見ると、親会社本体における経営者の不正は、粉飾決算に代表される不正な財務報告の方が事例数は多いものの、企業から個人的に資産を得ようとする資産の流用を行う事例も少なからず生じている。一方、従業員の目的別内訳を見ても、資産の流用の方が多いものの、こちらも目的別に同数程度生じている。資産の流用は従業員が行う典型的な不正とされるが、不正な財務報告を財務諸表全体の粉飾決算から個人業績の操作まで幅広く捉えると、不正な財務報告もまた従業員により行われており、件数だけを見れば従業員による不正な財務報告の方が経営者の事例よりも多く生じている⁽²⁷⁾。

パネル C の子会社区区分を見ると、事例全体の 486 件のうち 164 件（およそ 3 件に 1 件）が子会社で起こった事例である。このような状況は一ノ宮（2016, 2017）とも整合する。親会社の統制が効きづらいことを原因として、国内または在外子会社での不正事例が起こっていると考えられる。

(27) 従業員レベルでの不正な財務報告としては、予算制度や人事評価などを通じた経営者からのプレッシャーを受けた部門や子会社単体の業績目標の達成や、個人成績の操作、過去の自身のミスによる損失の隠蔽といった企業の局所的な範囲を対象とした操作が行われる傾向にある。

目的別に見ると、子会社レベルでの不正な財務報告や資産の流用は親会社に近い割合で起こっている。また、当事者別の構成割合も、親会社の傾向と大きく異ならない。

パネル D では、目的別の分類と当事者別の分類の関連性の有無を検定している。なお、その他に区分される事例は分析から除いている。親会社子会社共に、経営者による不正である場合は、不正な財務報告が行われ、従業員による不正である場合は資産の流用が行われやすい傾向があることを示している。ただし、親会社の区分ではその傾向は弱まることになる。

以上より、目的別では不正な財務報告と資産の流用が同数程度発生しており、当事者別では経営者による不正よりも従業員による不正が多く発生している状況である。そして、当事者別および目的別の発生状況としては、経営者が不正な財務報告を行い、従業員が資産の流用を行う傾向があるものの、単純な区別はできず、どちらの当事者区分でも両方の目的で不正が生じている状況である。この傾向は親会社本体での不正だけでなく、子会社における不正であっても同様である。

5.2 不正会計の手口

表 6 は不正会計の手口別の件数を示している。不正事例ごとに適時開示本文や不正調査報告書の内容に基づいて主要な不正の手口を特定すると共に、複数の手口にまたがる複合的な手口である場合や主要な手口の他にも複数の手口が行われていた場合には 1 件の事例につき 4 件まで集計に加えている⁽²⁸⁾。このため、表 6 における手口の合計 681 件は表 3 の事例件数 486 件と整合しないが、この集計結果は不正会計において目的別に行われる傾向にある手口を示したものである。

不正な財務報告を目的とした不正に多い手口として、収益認識関連の架空売上は不正な財務報告目的のうち 24.1% の割合で行われている。同様に架空売上を含む循環取引の 9.7% と合わせた計 33.8% の不正な財務報告で、取引実態のない架空の売上高の計上が手口となっている。その他にも同じく売上高を用いる手口として、取引実態のある売上高の先行計上 (8.6%) があり、収益認識関連の取引が手口に多く利用されることは、Beasley et al. (2010) で報告される米国の不正会計事例の手口の特徴や、一ノ宮 (2016, 2017) が取りまとめた国内の不正会計事例の概況と整合する。この他にも、原価や費用の過小計上 (13.4%)、在庫の水増し (8.0%) といった手口により利益の過大計上を行うことが不正な財務報告の主な手口となっている。

資産の流用では特に不正支出が主な手口である (52.9%)。不正支出では、架空の費用処理や仮払金や貸付金などの架空の資産計上といった隠ぺいのための虚偽の会計処理を伴わせて、企業の資金を社外へ持ち出す操作が行われる。その他、在庫の不正流用 (8.3%) や、企業において過大な仕入や費用を計上し、仕入先と共謀して当事者個人の資産としてキックバックやリベートを受ける手口 (7.0%) も、不正支出に似た個人資産を得るための手口として行われている⁽²⁹⁾。先行研究で

(28) 各事例で少なくとも 1 件、最大で 4 件の手口を特定しており、手口数は 1 事例あたり平均 1.4 件であった。

(29) なお、資産の流用区分で資産の流用に類する手口以外の手口 (架空売上 7.4% など) が含まれる理由は、主要な目的が資産の流用にある事例において、不正な財務報告のための業績操作も共に実行されていた場合が集計されるためである。

表6 不正会計の目的別手口件数

手口区分	手口内容	目的区分		不正な財務報告		資産の流用		その他		手口別合計	
		件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
収益認識	架空売上(非実在、水増し、買戻し付)	90	(24.1)	18	(7.4)	13	(19.7)	121	(17.8)		
	売上先行計上(取引実態あり)	32	(8.6)	0	(0.0)	4	(6.1)	36	(5.3)		
	循環取引(架空売上、架空仕入)	36	(9.7)	4	(1.7)	11	(16.7)	51	(7.5)		
	売上値引、仕入値引・返品、単価操作	11	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	11	(1.6)		
	債権不正消込、回収偽装	19	(5.1)	4	(1.7)	0	(0.0)	23	(3.4)		
	工事進行基準(原価付替、見積り過大売上)	10	(2.7)	0	(0.0)	1	(1.5)	11	(1.6)		
	不正受給(補助金、受託収益)	12	(3.2)	1	(0.4)	1	(1.5)	14	(2.1)		
	計	210	(56.3)	27	(11.2)	30	(45.5)	267	(39.2)		
原価費用損失の未計上や先送り	在庫水増し、在庫単価や原価計算の操作	30	(8.0)	5	(2.1)	0	(0.0)	35	(5.1)		
	原価付替(原価先送、受注損失未認識)	23	(6.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	23	(3.4)		
	原価、費用の過小計上(先送り、繰延)	50	(13.4)	1	(0.4)	5	(7.6)	56	(8.2)		
	計	103	(27.6)	6	(2.5)	5	(7.6)	114	(16.7)		
資産の流用	不正支出(費用、資産、融資、増資)	15	(4.0)	128	(52.9)	1	(1.5)	144	(21.1)		
	不正在庫転売、使用	3	(0.8)	20	(8.3)	0	(0.0)	23	(3.4)		
	不正入金処理(売上代金、現金受入処理)	0	(0.0)	11	(4.5)	0	(0.0)	11	(1.6)		
	過大仕入のキックバック、リベート受給	5	(1.3)	17	(7.0)	0	(0.0)	22	(3.2)		
	不正な保証、担保提供	0	(0.0)	2	(0.8)	1	(1.5)	3	(0.4)		
	他者より搾取(職務悪用)	2	(0.5)	28	(11.6)	0	(0.0)	30	(4.4)		
		計	25	(6.7)	206	(85.1)	2	(3.0)	233	(34.2)	
資産評価	不正な債権評価(貸倒未計上)	14	(3.8)	2	(0.8)	4	(6.1)	20	(2.9)		
	不正な在庫評価(評価損未計上)	8	(2.1)	0	(0.0)	1	(1.5)	9	(1.3)		
	不正な固定資産評価(事業資産、投資)	6	(1.6)	0	(0.0)	16	(24.2)	22	(3.2)		
	誤った見積りによる過大計上(税効果など)	2	(0.5)	1	(0.4)	2	(3.0)	5	(0.7)		
	計	30	(8.0)	3	(1.2)	23	(34.8)	56	(8.2)		
連結手続	連結外し、不適切な連結範囲や連結手続	5	(1.3)	0	(0.0)	6	(9.1)	11	(1.6)		
	目的別合計	373	(100.0)	242	(100.0)	66	(100.0)	681	(100.0)		

はあまり触れられないが、資産の流用の事例も不正な財務報告と同数程度発生しており、頻発する不正の手口と言える。

これらに比べて見積りを含む資産の評価に関連する不正会計の発覚は多くない(全体の8.2%)。見積りや評価の誤りによってのれんを含む固定資産の減損や投資その他の資産の評価損の遅延が発覚する事例もあるが、見積りや評価の誤りについては誤謬として扱われるケースも多い。その場合はSESC事例や第三者委員会の調査を行う場合のみ対象に含めているが、当事者の意図を含むか否かが示されないことから、その他区分に含めている。Beasley et al. (2010)で示される不正会計で過大計上される資産勘定は在庫や売上債権が多く、固定資産の事例は少ない。日本の事例で固定資産評価や税効果などの見積り誤りの事例が少ないことは、米国のそのような状況と整合する。この他、連結手続を用いた手口もあるが、数は少ない(1.6%)。ただし、損失のある子会社を連結対象外とするなどの手法で周到にスキームが組まれる事例が見られ、影響の規模が大きくなることが多い。

以上よりわかることとして、多く行われている不正会計の手口の傾向として、不正な財務報告の事例では、特に架空売上や循環取引といった実態の無い収益認識が最も多く占めており、その他にも売上計上時期を操作する先行計上や、在庫や原価を操作して利益操作を行う不正が多く生じている。また、資産の流用事例では、不正支出によって資金を社外に持ち出す不正が多く、その隠ぺいには費用や資産を過大に計上する操作が多く行われる手口である。米国の調査結果と当事者の対象範囲が相違するものの、手口については概ね同様の傾向になっている。

6 不正会計の影響額

6.1 不正会計の損益影響の訂正方法

不正会計開示において、不正会計の影響がどの程度であったのかは、その事例の深刻度を示す重要な関心事となる。日本の会計基準上は、過年度業績に不正会計による影響が含まれる場合は、過年度に遡及して財務諸表を修正再表示することが求められる。ただし、虚偽表示の影響の重要性に応じて、財務諸表利用者の判断に影響しない場合は、財務諸表を遡及して修正せずに発覚年度において一括損益処理することも認められる⁽³⁰⁾。このため、不正会計事例には修正再表示を行う場合と行わない場合が含まれる。なお、基準を当てはめれば、修正再表示のない不正会計事例は不正会計の影響が重要でない場合に該当すると予想される。しかし、その場合にも不正を許す企業風土や内部統制プロセスになっている実情を利害関係者へ伝え、その意思決定に影響する可能性が考えられる。このため、本論文は修正再表示を伴わない不正会計事例も対象に含めている。

表7は、不正会計影響額の訂正方法の分類の内容と発生件数を示している⁽³¹⁾。大きくは修正再表示を伴う場合(1)(2)と伴わない場合(3)(4)(5)に分かれる。

修正再表示がある場合には、(1)影響額が過去のみを生じる場合や過去および発覚期の両方に影響額がある場合、(2)発覚した期の直前年度に影響を集約して訂正する場合がある。それぞれの情報源は表7の通り、決算短信の訂正や調査結果を報告する適時開示である。その影響額は、過去の決算に対する訂正額のみの場合と、訂正額に加えて不正会計が発覚した期の業績に反映させる影響額が追加的に生じる場合がある。過去の決算に対する影響額は、利益の金額や資産残高の訂正前と後の財務諸表の差額により入手できる。また、当期業績へ反映させる金額は調査報告の適時開示において、開示期の四半期決算や期末決算へ含まれる影響額が記載される。このとき、調査報告とは別の適時開示で影響を開示する場合は、調査報告の適時開示本文に関連する適時開示の件名

表7 不正会計影響額の訂正方法による分類と発生件数

決算訂正方法	影響	損益影響の測定 ^{*1}			影響額情報源		訂正区分別件数		
		過年度	期中	当期業績	訂正影響	損益影響	訂正あり	なし	合計
(1)修正再表示と当期業績影響	あり	訂正	訂正	損益	短信訂正	調査報告	245	—	245
(2)修正再表示(直前年度一括)	あり	訂正	—	—	短信訂正	—	14	—	14
(3)発覚年度一括修正	あり	—	—	損益	—	調査報告	—	120	120
(4)損益影響軽微	軽微	—	—	—	—	調査報告	—	90	90
(5)上場廃止、倒産	概算	—	—	概算	—	調査報告	—	17	17
(件数合計)							259	227	486

*1 損益影響額の測定にあたって、「訂正」は過年度の期末決算や期中四半期決算数値の訂正前後の差額、「損益」は適時開示本文などに記載される不正が発覚した期の業績に反映する損益影響額、「概算」は上場廃止までに損益が確定しない場合において廃止までにわかっている概算額をそれぞれ用いることを意味する。

(30) 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会、2009年12月)に基づいた原則的な方法が過年度へ遡及して修正再表示する方法であるが、重要性に基づいた簡便的な対応が認められる(同基準21, 35, 65項)。

(31) 収集された不正会計開示事例に共通して行われている訂正方法の種類を筆者が分類したものである。

（「業績予想修正」や「特別損失のお知らせ」など）を参照する記載がされ、参照先をたどることで当期業績への影響額をもれなく識別できる。

修正再表示が行われない（3）発覚年度一括修正する場合は、過年度影響分も含めて当期業績影響として特別損益などに一括して反映される。修正再表示がある場合の当期業績影響と同様に、調査報告の適時開示の本文に記載される不正会計の損益影響額を直接入手する。

表7にある（4）損益影響が軽微な場合とは、資産の流用などの不正支出の事例で多く見られる。過去の不正な支出額が過年度の決算時に費用処理済みである場合には、不正会計発覚以降新たに生じる影響がないという意味で、「損益影響は軽微である」旨のみ開示する場合がある。この場合も不正な操作により通常取引を偽装した会計処理が行われるなどの虚偽表示が伴うことから、損益影響額が軽微とのみ記載される場合はゼロとみなし、不正会計開示事例として取り扱う⁽³²⁾。

（5）不正会計発覚開示後、調査報告を待たずに上場廃止や経営破たんとなり、損益影響が確定していない場合がある。この場合は、確定した情報は得られないものの、開示済み情報の中から得られる最終の概算額を影響額として測定する⁽³³⁾。

以上より、件数としては、（1）修正再表示を行う事例が最も多いが、（3）一括損益修正を行う事例や、（4）損益影響が軽微な事例も多数発生している状況がある。また、（5）上場廃止となる事例も修正再表示まで行われていないものの、その内容は企業にとって影響が深刻な事例が多い。このため、訂正事例のみを取り扱う奥村（2014）や Song et al.（2016）では対象となっていない（3）（4）（5）のような修正再表示を伴わない事例も、本論文で収集した事例には含まれている。

6.2 不正会計の損益影響の測定

不正会計の損益の大きさを測定する指標には、修正再表示を行う方法と発覚年度で一括損益修正する方法の両方に対応する尺度として、過年度の影響の累計額と不正が発覚した年度の業績への影響の合計を用いる。修正再表示がある場合では、不正会計の損益への累積的な影響の大きさとして、第一報の直前年度末または直前四半期末の純資産残高の訂正差額を用いる。また、当期業績への影響は、適時開示に記載される第一報開示年度の決算に反映する不正関連の損益処理額を用いる。影響額の合計は、第一報の直前年度末または直前四半期末の訂正前の総資産残高によって除し、企業にとっての影響の大きさを測る比率とする。

修正再表示が行われずに損益処理される場合は、発覚年度の税引前当期純利益への影響額を用いる⁽³⁴⁾。適時開示に記載される利益への影響額を、第一報の開示される直前年度末の総資産残高で割っ

(32) 1億円を超える資産の流用事例であっても、開示する企業の資産規模によって影響軽微とのみ開示される事例もある。（4）でゼロとみなされる事例で不正に行われた取引の金額を集計すると平均で155百万円であり、損益影響が無くとも規模の大きな不正が行われたことが開示された事例が多く含まれる。

(33) なお、上場廃止となる事例の中でも、概算の開示もされず、不正会計が発覚したことは開示されたが影響額が全く不明となる場合は9件あり、影響額が対象となる分析では対象から除外する。

(34) 一括損益処理額の税引後の影響額まで記載する事例はほとんどない。会計上の便宜的な一括損益処理が税務上損金として認められることは少ないと考えられるため、税引前の利益影響額を用いる。

た比率とする。

以上より、損益影響の尺度は修正再表示がある場合は「(影響最終期(または最終四半期)の訂正後純資産残高-訂正前純資産残高+税引前当期純利益影響額(訂正以外))÷第一報開示直前期(または四半期)の訂正前総資産残高」とし、修正再表示がない場合は「税引前当期純利益影響額÷第一報開示直前期の総資産残高」とする。なお、この測定指標では、資産の流用が行われた際に会計上は既に費用処理されている場合や返済により流失額が補填された場合には発覚後の損益影響がないものと測定される。ここでの影響額は、不正発覚後に不正に関連して企業に追加的に生じる損益影響の大きさを表している。

6.3 不正会計の区分別の損益影響

表8は、目的や当事者別の不正会計の影響と、各区分別で比較した結果である。影響額の集計の対象事例は、不正発覚直後の上場廃止により影響額が不明な事例9件と、銀行業・保険業・証券業に属する企業の事例25件、NEEDS-FQデータの入手できない1件を除いた451件である。

表8のパネルAは、会社区分、当事者別、目的別で分けた場合の不正会計の影響比率である。当事者別の合計を見ると、最も影響が大きくなりやすいのは親会社において経営者による不正が行われている場合であり、平均で総資産の-10.50%の損益影響が生じている⁽³⁵⁾。

表8のパネルBでは、区分ごとの影響の大きさの違いを確かめるため、区分間の平均値や中央値の差の有無を検定している。目的別全体の比較として、不正な財務報告(平均-5.24%)と資産の流用(平均-1.97%)には有意な差が生じており、目的が不正な財務報告に該当する場合には、資産の流用に該当する場合よりも不正会計の影響が大きくなりやすい。

また、親会社全体(平均-5.29%)と子会社全体(平均-1.60%)の比較では平均値でのみ有意な差である。子会社における不正は連結グループ全体に対する影響範囲が狭いことから、影響の規模は親会社で起こる不正に比べて大きくなりにくいことが背景として考えられる。さらに当事者別に区分すると、親会社における経営者(平均-10.50%)と従業員(平均-1.28%)の差は有意であるのに対し、子会社における当事者の差は中央値のみが有意な差になっている(子会社での経営者平均-2.39%、従業員平均-0.80%)。よって、経営者による不正は、特に親会社において影響が大きくなる傾向があり、子会社での当事者による影響の差は強い結果ではない。

当事者区分を揃えて目的別の比較を行うと、親会社の従業員の不正な財務報告(平均-1.95%)と資産の流用(平均-0.49%)の差や、子会社の経営者による不正な財務報告(平均-3.48%)と資産の流用(平均-0.30%)との差に有意な差が生じている。一方で、親会社の経営者による不正な財務報告(平均-12.65%)と資産の流用(平均-6.42%)や、子会社の従業員による不正な財務

(35) 不正会計事例収集のプロセスの中で、不正であるとの明示が無いものの SESC や第三者委員会調査を行っている事例が収集されており、この場合は目的が不明であることからその他に区分されている。特に SESC 事例は影響が大きい傾向にあることから、目的区分がその他の事例について、影響比率の平均は大きくなっている。パネル B の比較では、目的や当事者がその他の区分となっている事例を除いた分析を行っている。

表 8 不正会計の影響の区分別比較

パネル A:各区分の影響比率										
目的区分	会社区分 当事者区分	親会社				子会社				目的別 合計
		経営者	従業員	その他	計	経営者	従業員	その他	計	
不正な財務報告	obs	55	72	11	138	44	33	4	81	219
	mean(%)	-12.65	-1.95	-11.45	-6.97	-3.48	-0.67	-2.70	-2.30	-5.24
	median(%)	-1.86	-0.40	-7.43	-0.96	-1.00	-0.21	-1.25	-0.52	-0.65
	sd(%)	24.13	4.90	12.39	16.76	9.64	1.43	3.80	7.29	14.19
資産の流用	obs	41	71	0	112	23	40	1	64	176
	mean(%)	-6.42	-0.49	-	-2.66	-0.30	-0.91	-4.83	-0.75	-1.97
	median(%)	0.00	-0.07	-	-0.05	-0.05	-0.08	-4.83	-0.08	-0.06
	sd(%)	20.24	1.21	-	12.52	0.48	3.80	-	3.06	10.18
その他	obs	4	3	44	51	0	0	5	5	56
	mean(%)	-22.71	-4.14	-5.19	-6.51	-	-	-1.00	-1.00	-6.01
	median(%)	-1.31	-0.41	-1.50	-1.34	-	-	-0.87	-0.87	-1.33
	sd(%)	43.70	6.48	7.56	13.72	-	-	0.84	0.84	13.18
全体	obs	100	146	55	301	67	73	10	150	451
	mean(%)	-10.50	-1.28	-6.45	-5.29	-2.39	-0.80	-2.06	-1.60	-4.06
	median(%)	-0.81	-0.20	-2.59	-0.41	-0.44	-0.13	-1.21	-0.28	-0.36
	sd(%)	23.59	3.71	8.96	14.89	7.93	2.96	2.61	5.76	12.72

パネル B:会社・当事者・目的区分別の影響比率の比較 (下線部は左右で比較している区分)													
会社	当事者	目的	obs	mean	(median)	会社	当事者	目的	obs	mean	(median)	t ^{*1}	z ^{*1}
-	-	<u>不正報告</u>	219	-5.24	(-0.65)	-	-	<u>資産流用</u>	176	-1.97	(-0.06)	-2.67***	-6.79***
親	-	-	301	-5.29	(-0.41)	子	-	-	150	-1.60	(-0.28)	-3.77***	-1.50
親	経営者	-	100	-10.50	(-0.81)	親	従業員	-	146	-1.28	(-0.20)	-3.87***	-2.35**
子	経営者	-	67	-2.39	(-0.44)	子	従業員	-	73	-0.80	(-0.13)	-1.54	-2.69***
親	経営者	<u>不正報告</u>	55	-12.65	(-1.86)	親	経営者	<u>資産流用</u>	41	-6.42	(0.00)	-1.37	-2.89***
親	従業員	<u>不正報告</u>	72	-1.95	(-0.40)	親	従業員	<u>資産流用</u>	71	-0.49	(-0.07)	-2.45**	-3.32***
子	経営者	<u>不正報告</u>	44	-3.48	(-1.14)	子	経営者	<u>資産流用</u>	23	-0.30	(-0.05)	-2.18**	-3.96***
子	従業員	<u>不正報告</u>	33	-0.67	(-0.21)	子	従業員	<u>資産流用</u>	40	-0.91	(-0.08)	0.36	-1.94*

パネル C:訂正区分別の影響比率の比較									
訂正区分	obs	mean	(median)	訂正区分	obs	mean	(median)	t ^{*1}	z ^{*1}
修正再表示あり	257	-4.84	(-0.95)	修正再表示なし	194	-3.03	(-0.10)	-1.49	-6.25***

*1 t 値は区分間の平均値が異なることを帰無仮説とした t 検定の検定統計量である。z 値は区分間の中央値が異なることを帰無仮説とした Wilcoxon の順位和検定の検定統計量である。

*, **, ***は、それぞれ両側検定で 10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを意味する。

報告（平均-0.67%）と資産の流用（平均-0.91%）では中央値でのみ有意な差となっている。

表 8 のパネル C では、修正再表示の有無によって損益影響の大きさを比較している。修正再表示がある場合とない場合では、修正再表示がある場合の方がマイナスの損益影響が大きくなるのが中央値でのみ確かめられ、平均値では有意な差はない。修正再表示がない事例でも、損益影響が少なからず生じていることがわかり、この影響尺度を用いた限りでは、修正再表示がされない事例を損益影響の小さい事例であるとはみなしにくい結果になっている。

以上より、不正会計発覚後の追加的な損益への影響の大きさの観点からは、特に注意すべきは親会社における経営者による不正と、不正な財務報告を目的とした不正である。ただし、親会社の経営者による不正では、不正な財務報告だけでなく、資産の流用が行われる場合にも影響は大きい。また従業員による不正であっても、親会社での不正な財務報告を目的とする場合には比較的影響が大きくなる傾向がある。子会社で生じる不正は親会社で生じる不正よりも影響は小さい。また、本論文では修正再表示を伴わない事例や従業員不正といった範囲も対象として事例収集を行っているが、それらの区分の損益影響は、修正再表示を伴う事例や経営者による不正と比較して低い水準にはなるものの、少なからず影響は生じている。先行研究で対象外となる事例についても、不正会計

全般の実態を調査するうえでは考慮すべきであることがわかる。

7 不正会計企業の財務特性

不正会計開示を行った企業の特性を探るため、不正会計の開示を行った企業とその他の企業の比較を行う。不正会計事例の財務特性の測定時期は不正会計開示の第一報の直前決算期末とする⁽³⁶⁾。比較対象とするその他の企業には、開示の直前年度に合わせて 2004 年 1 月から 2016 年 9 月までが決算期末となる NEEDS-FQ に収録される上場企業全社を用いる。なお、比較企業からは不正会計開示を行った企業は除く。不正会計事例 486 件のうち、財務データが得られない 27 件（1 期前のデータが必要な場合は 36 件）、株価データが得られない 5 件が分析対象から外れ、454 件（445 件）が不正企業サンプルとなる。また、対応する比較企業サンプルは 42,266 件（同じく 1 期前のデータが必要な場合は 40,588 件）抽出された。不正企業サンプルのうち、修正再表示により過年度の財務諸表を訂正している事例の財務情報は、訂正前の当初の値に基づいて、不正会計の影響を含む値を用いている⁽³⁷⁾。

7.1 不正企業と他の企業との比較

表 9 は不正会計を開示した企業と比較対象となる企業の財務特性を集計している。表 9 のパネル A は、不正企業の規模の大きさを測る主要な財務指標である。総資産や売上高の金額の分布を見ると、不正企業は業種をリードする大規模企業から新規上場から間もないような小規模な企業まで幅広く含まれる。当期純利益や営業キャッシュ・フローの中央値は小幅なプラスの値であり、損失を計上している企業から利益を計上している企業まで幅広く含まれている。設立経過年数でも同じく、若い企業から長期継続している企業までが含まれている。比較企業の値と単純に比べると、総資産や売上高は不正企業の方が若干大きい。自己資本や利益、営業キャッシュ・フローでは大きく変わらず、設立年数は若干短い。このような不正企業の規模の分布は、米国の傾向を示した Beasley et al. (2010) や、一ノ宮 (2016, 2017) と整合する状況である。

続いて、表 9 のパネル B では、財務特性などの指標について不正企業と他の企業とで比較を行っている⁽³⁸⁾。検証する財務特性には、基本的な企業の規模や業績、財政状態、成長性、事業の複雑性、

(36) 不正会計の影響期間が長い事例と短い事例を均等に扱うために、各事例 1 件（企業・年度）ずつ不正企業サンプルに含めている。

(37) 修正再表示のある事例について訂正前の値ではなく、訂正後の値を用いて同様の分析を行った場合においても、後述する財務特性の差の分析における有意水準にほとんど違いはない。その中で売上成長率 (*GRWTH*) でのみ、訂正前の値では不正企業が有意に高くなるのに対し、訂正後の値では有意な差は生じないという結果になる。この違いから不正企業の売上成長率については、不正会計によって高い水準になるように実際の姿から歪められていたことが考えられる。この他の財務特性については財務諸表が訂正前後にかかわらず生じている傾向である。

(38) *t* 値や *z* 値が負の値である場合は不正企業の方が各指標の値が低くなっていることを意味する。

外部監査人の特性を表すものを用いている⁽³⁹⁾。まず、不正企業と他の企業の比較において、企業の規模を示す総資産 (*LTA*) は有意に異ならないが、売上高の規模 (*SALE*) では不正企業の方が有意に大きい。不正企業は総資産に対して売上高が大きい企業が多いと考えられる。また、設立からの経過年数 (*LAGE*) は有意に低くなっている。

続いて、総資産に対する営業キャッシュ・フローの比率 (*CFO*)、売上高経常利益率 (*ROS*)、自己資本利益率 (*ROE*)、総資産利益率 (*ROA*) は不正企業の方が低くなっており、収益性は低い傾向にある。また、自己資本比率 (*NA*) は低く、長期借入債務の総資産に占める割合 (*LEV*) は高いことから、財政状態は悪い傾向にある。その一方で、簿価時価比率 (*BTM*) は低く、売上高成長率 (*GRWTH*) は高くなっており、企業への投資家からの成長期待により株価は高く評価され、売上高の前期からの伸びも大きい。また、資産に占める現金や有形固定資産以外の資産の割

表9 不正会計開示企業の財務特性

パネルA: 不正会計開示企業の規模(単位: 件、百万円、年)											
財務指標	不正企業サンプル							比較企業サンプル			
	obs	mean	p1	p25	p50	p75	p99	obs	mean	p50	
総資産	454	334,684	294	8,328	29,391	125,132	7,274,891	42,266	208,419	27,238	
自己資本 ^{*1}	454	93,629	-1,359	2,560	10,588	52,159	1,942,754	42,266	72,825	12,210	
売上高	454	380,314	176	10,071	37,237	166,128	8,579,174	42,266	164,651	26,381	
当期純利益	454	6,492	-30,265	-228	365	2,533	218,585	42,266	4,518	572	
営業CF	454	18,386	-19,768	-36	926	5,996	408,765	42,266	12,636	1,239	
設立経過年数	454	45.4	3.0	21.0	44.5	64.0	112.0	42,266	48.0	50.0	

パネルB: 不正企業の財務特性との他の企業との比較											
variable	不正企業サンプル				比較企業サンプル				t ^{*2}	z ^{*2}	
	obs	mean	median	sd	obs	mean	median	sd			
<i>LTA</i> ^{*1}	454	10.42	10.29	2.12	42,266	10.37	10.21	1.68	0.43	0.7	
<i>SALE</i> ^{*1}	454	10.54	10.52	2.17	42,266	10.30	10.18	1.69	2.35**	3.11***	
<i>LAGE</i> ^{*1}	454	3.56	3.80	0.83	42,266	3.66	3.91	0.78	-2.58**	-2.37***	
<i>CFO</i> ^{*1}	454	0.01	0.04	0.15	42,266	0.05	0.06	0.12	-6.02***	-7.27***	
<i>ROS</i> ^{*1}	454	-0.08	0.02	0.78	42,266	0.02	0.04	3.13	-2.32**	-10.36***	
<i>ROE</i> ^{*1}	454	-0.23	0.04	3.67	42,266	-0.05	0.05	8.80	-1.03	-4.28***	
<i>ROA</i> ^{*1}	454	-0.05	0.03	0.43	42,266	0.04	0.04	1.04	-3.87***	-7.90***	
<i>NA</i> ^{*1}	454	0.37	0.38	0.42	42,266	0.49	0.49	0.23	-5.97***	-9.55***	
<i>LEV</i> ^{*1}	454	0.11	0.08	0.11	42,266	0.10	0.05	0.12	2.91***	4.53***	
<i>BTM</i> ^{*1}	454	1.02	0.92	1.01	42,266	1.18	1.02	3.43	-3.21***	-4.04***	
<i>GRWTH</i> ^{*1}	445	0.13	0.02	0.88	40,588	0.06	0.03	0.42	1.73*	-1.88*	
<i>SOFT</i> ^{*1}	454	0.60	0.62	0.21	42,266	0.53	0.54	0.19	6.90***	7.85***	
<i>SUB</i> ^{*1}	454	28.21	7.00	74.20	42,266	14.47	4.00	47.32	3.94***	6.75***	
<i>BSEG</i> ^{*1}	454	2.82	3.00	1.72	42,266	2.30	2.00	1.48	6.41***	6.92***	

パネルC: 不正企業の特性の比較企業との独立性							
variable	不正企業サンプル			比較企業サンプル			χ^2 ^{*2}
	obs	0(%)	1(%)	obs	0(%)	1(%)	
<i>BIGN</i> ^{*1}	454	150(33.0)	304(67.0)	42,266	11,071(26.2)	31,195(73.8)	10.87***

*1 以下の変数定義上の t 期には不正企業は第一報開示日の直前決算期、比較企業は対象期間の各期を当てはめる。自己資本は純資産残高 $_t$ - 非支配株主持分 $_t$ - 新株予約権 $_t$ 、*LTA* は総資産 $_t$ の自然対数値、*SALE* は売上高 $_t$ の自然対数値、*LAGE* は設立年から t 期までの経過年数の自然対数値、*CFO* は営業キャッシュ・フロー $_t$ ÷ 総資産 $_t$ 、*ROS* は経常利益 $_t$ ÷ 売上高 $_t$ 、*ROE* は当期純利益 $_t$ ÷ 自己資本 $_t$ 、*ROA* は (税引前当期純利益 $_t$ + 支払利息 $_t$) ÷ 総資産 $_t$ 、*NA* は自己資本 $_t$ ÷ 総資産 $_t$ 、*LEV* は長期借入債務 $_t$ ÷ 総資産 $_t$ 、*BTM* は自己資本 $_t$ ÷ t 期末日時価総額、*GRWTH* は (売上高 $_t$ - 売上高 $_{t-1}$) ÷ 売上高 $_{t-1}$ 、*SOFT* は (総資産 $_t$ - 現金預金 $_t$ - 有形固定資産 $_t$) ÷ 総資産 $_t$ 、*SUB* は t 期の連結子会社数、*BSEG* は t 期の事業セグメント数、*BIGN* は t 期の担当する監査法人が大手 (新日本、あずさ、トーマツ、中央青山 (2006年まで)) であれば 1、それ以外は 0 のダミー変数である。

*2 t 値は不正企業と比較企業の平均値が異なることを帰無仮説とした t 検定 (両側検定) の検定統計量である。 z 値は不正企業と比較企業の中央値が異なることを帰無仮説とした Wilcoxon の順位和検定 (両側検定) の検定統計量である。 χ^2 は不正企業と比較企業の区別とダミー変数に関連がないことを帰無仮説とした独立性の検定 (カイ二乗検定) の検定統計量である (自由度 1)。

*, **, *** は、それぞれ 10% 水準、5% 水準、1% 水準で有意であることを意味する。

(39) 詳細な変数の定義は表9の脚注に記載している。

合であるソフト資産比率 (*SOFT*) は高く、連結子会社数 (*SUB*) や事業セグメント数 (*BSEG*) は多くなっていることから、会計処理に裁量の余地がある資産や、事業の複雑さが増すことで不正会計が行われる機会を生じさせやすいと言える。さらに、表 9 のパネル C にて第一報の直前年度での外部監査人が大手監査法人であること (*BIGN*) と不正企業との関連性を検証しているが、不正企業の外部監査人が大手である割合は有意に低くなっていることを示す結果である。

これらの結果は、*CFO*, *ROA*, *NA*, *BIGN* (稲葉, 2017) や *LEV*, *BTM*, *SOFT* (Song et al., 2016) で先行研究と概ね同様の変数を用いており、結果も整合している⁽⁴⁰⁾。不正会計事例全体を対象範囲を拡大しているが、先行研究の示す不正企業の特徴と同じ傾向が得られることは、先行研究の分析には含まれなかった事例にも不正会計企業の特徴は共通すると解釈できる。このため、訂正事例や経営者不正に限定することなく、不正会計開示企業全般に通じる特徴として先行研究の分析結果を拡張することができる。

7.2 不正会計開示企業の目的別の比較

表 10 のパネル A およびパネル B において、表 9 と同様の変数を用いて、不正会計の目的が不正な財務報告である場合と資産の流用である場合の比較を行った⁽⁴¹⁾。サンプルは、表 9 の 454 件から不正の目的が不明な事例 55 件を除いた 399 件を目的別に分けて比較している。

表 10 不正会計の目的別の財務特性

パネルA: 不正会計の目的別の財務特性比較										
variable ^{*1}	不正な財務報告				資産の流用				t ^{*2}	z ^{*2}
	obs	mean	median	sd	obs	mean	median	sd		
<i>LTA</i>	222	10.53	10.37	2.25	177	10.45	10.28	1.90	0.4	0.5
<i>SALE</i>	222	10.66	10.68	2.22	177	10.66	10.51	1.94	0.03	0.15
<i>LAGE</i>	222	3.56	3.86	0.87	177	3.65	3.83	0.71	-1.21	-0.54
<i>CFO</i>	222	0.00	0.03	0.16	177	0.03	0.04	0.11	-2.03**	-1.90*
<i>ROS</i>	222	-0.04	0.02	0.43	177	0.02	0.03	0.09	-2.13**	-1.09
<i>ROE</i>	222	-0.26	0.04	3.26	177	-0.32	0.04	3.70	0.17	0.67
<i>ROA</i>	222	-0.07	0.03	0.56	177	0.01	0.03	0.14	-1.95*	-0.28
<i>NA</i>	222	0.34	0.37	0.55	177	0.42	0.41	0.21	-1.94*	-2.28**
<i>LEV</i>	222	0.11	0.08	0.12	177	0.11	0.06	0.11	0.56	-0.01
<i>BTM</i>	222	0.97	0.81	1.22	177	1.12	1.04	0.74	-1.52	-2.09**
<i>GRWTH</i>	214	0.18	0.02	1.03	176	0.09	0.02	0.75	0.98	-0.68
<i>SOFT</i>	222	0.60	0.63	0.22	177	0.58	0.59	0.19	1.39	1.87*
<i>SUB</i>	222	36.22	7.00	95.32	177	21.27	7.00	45.89	2.06**	0.2
<i>BSEG</i>	222	2.77	2.50	1.78	177	2.91	3.00	1.72	-0.79	-1.08

パネルB: 不正会計の目的とダミー変数特性の独立性							
variable ^{*1}	不正な財務報告			資産の流用			χ^2 ^{*2}
	obs	0 (%)	1 (%)	obs	0 (%)	1 (%)	
<i>BIGN</i>	222	68 (30.6)	154 (69.4)	177	54 (30.5)	123 (69.5)	0.00

*1 変数の定義は表 9 の脚注*1 と同様である。

*2 t 値は不正な財務報告事例と資産の流用事例の平均値が異なることを帰無仮説とした t 検定 (両側検定) の検定統計量である。z 値は不正な財務報告事例と資産の流用事例の中央値が異なることを帰無仮説とした Wilcoxon の順位和検定 (両側検定) の検定統計量である。 χ^2 は不正会計目的の区別と対象のダミー変数に関連がないことを帰無仮説とした独立性の検定 (カイ二乗検定) の検定統計量である (自由度 1)。

*, ** は、それぞれ 10%水準、5%水準で有意であることを意味する。

(40) 稲葉 (2017) では不正会計の開始年度を対象とするのに対し、本論文では不正会計が開示された直前年度に基づいているため、測定時点に差があるものの、整合する結果となっている。

(41) t 値や z 値が負の値である場合は不正な財務報告の方が各指標の値が低くなっていることを意味する。

表10のパネルAより、不正企業の中でも不正な財務報告が行われた企業の方が、特に収益性を示すキャッシュ・フローの指標(CFO)や財政状態を示す指標(NA)が悪い傾向にあることがわかる。不正な財務報告の事例に利益に関する収益性(ROS, ROA)が低いことや、投資家からの成長期待(BTM)が高いこと、ソフト資産(SOFT)や連結子会社数(SUB)が多いといった傾向があることは平均値または中央値のみの差から弱い結果として示されている。

規模や年数(LTA, SALE, LAGE)やその他の指標(LEV, BSEG)からは目的間での差異はなかった。また、表10のパネルBにある大手監査法人であるか否か(BIGN)についても、不正会計の目的とは関連していない結果を示している。

以上より、不正企業を他の上場企業と比較した場合に不正企業の特徴を示した財務特性のうち、営業キャッシュ・フロー(CFO)や自己資本比率(NA)が低いことは目的別に分けると、特に不正な財務報告を目的とする場合に強く当てはまりやすいことを示している。これらの財務特性がある場合に不正な財務報告がより多く生じていると言えるが、その他の指標からは、目的との強い関連は見られなかった。

8 結論

本論文では、日本の上場企業における不正会計に関する開示制度を踏まえたうえで、2005年1月から2016年9月までの間に開示のあった不正会計事例を対象として、その発生状況や不正開示企業の特徴を明らかにするための調査を行った。不正会計事例の収集方法として、適時開示のキーワード検索と本文記載の不正会計に関する語句の判別を行うと共に、SESCによる処分や第三者委員会による調査の有無を考慮して識別を行った結果、対象期間において不正会計事例は486件識別された。不正会計開示は業種に偏った傾向が見られ、特に卸売業、建設業、情報・通信業、小売業といった業種で事例が多く開示されている。

開示された不正会計の発生状況として、目的別では不正な財務報告と資産の流用が同程度発生しており、当事者別では経営者または役員による不正よりも従業員による不正の方が多く発生している状況である。また、経営者または役員である場合は不正な財務報告、従業員である場合は資産の流用が生じやすい傾向にあるが、当事者の役職によって目的が限られるものではない。また、目的別に行われやすい手口としては、不正な財務報告では架空売上や循環取引といった架空の収益認識が多く、その他にも売上先行計上や、在庫や原価操作による利益操作が行われている。資産の流用では、不正支出によって資金を社外に持ち出す不正が多く、その隠ぺいに費用や資産を過大に計上する操作が多く行われている。

不正会計の損益影響の大きさは、特に開示した企業本体における経営者または役員による不正や不正な財務報告を目的とする場合に大きくなる傾向がある。親会社での経営者不正は不正な財務報告だけでなく、資産の流用が行われる場合にも影響は大きくなり、従業員不正であっても親会社での不正な財務報告を目的とする場合には比較的影響が大きくなっていった。子会社における不正は開

示した企業本体で生じる不正よりも影響は小さい傾向にあった。

不正会計を開示した企業の財務特性としては、企業の規模は大小様々であるが、設立からの年数は比較的短いことが分かっている。また、不正会計開示企業は、総資産に対して売上高が大きい、営業キャッシュ・フローが得られておらず、利益率が低いといった点で収益性が悪い傾向にある。さらに、自己資本が薄く、長期借入が多いこと、投資家からの成長期待や売上成長が大きいこと、そして、現金や有形固定資産以外の資産が多く、連結子会社数や事業セグメント数が多いといった特徴があることが、不正会計を開示した企業の状況として挙げられる。また、不正発覚前の最終期に担当していた外部監査人は大手監査法人ではない傾向も確かめられている。その他、不正開示企業の中でも不正の目的が不正な財務報告であった企業は営業キャッシュ・フローの悪化や自己資本比率の低下が顕著であることがわかった。

本論文で収集した結果は、不正会計に関する米国での実態調査、日本での定性的な調査、一部対象事例を絞った分析といった先行研究の結果と整合する点が多いことも確かめられた。範囲を拡大しても傾向が共通することは、拡大した範囲もまた不正会計の特徴を有していることを意味し、本論文での収集方法で集められた事例が適切に不正会計事例を捕捉していると解釈できる。そして、その分析の結果は広く不正会計開示全般を対象としていることから、不正会計開示に対してより普遍的な傾向を示すものである。不正会計事例の対象を一定の切り口で限ることなく、不正会計事例全般へ分析の結果を拡張している点はわが国の不正会計研究における本論文の貢献の一つである。さらに、本論文で用いられている対象事例は、先行研究よりも多様な不正会計事例を対象としていることから、今後の不正会計研究の展開において多面的な切り口での分析にも対応しやすくなる点で有益であると言える。また、本論文での分析結果は不正会計開示企業の基本的な特性を示すものであり、例えば不正会計企業サンプルと比較する目的で他の企業サンプルをマッチングする場合などに、不正会計企業の特徴をコントロールする際に考慮すべき指標を提示している。

終わりに、本論文の限界を二点挙げる。一つは事例の収集方法である。現在の環境で考え得る網羅的な方法で事例収集を行ったが、将来的な規制の変化や、データベースまたは検索技術の発展によって、より精密に事例を集めることができるようになる可能性がある。もう一つは、本論文の対象範囲は不正会計を開示した企業に限られる点である。不正は隠べいを伴う性質を持ったため、不正会計が実行されていても社内で発覚していない場合や社内で発覚していても外部に開示されない場合も考えられる。そのような場合は外部から観測できないため、分析に考慮するには仮定や推定を用いざるを得ない。より適切な推定を行うためには、背景にある理論や多くの事例の蓄積による裏付けが必要であり、これらについては将来に向けた課題とする。

参 考 文 献

- Beasley, M. S. 1996. An Empirical Analysis of the Relation between the Board of Director Composition and Financial Statement Fraud. *The Accounting Review* 71 (4) : 443-465.
- Beasley, M. S., J. Carcello, D. Hermanson, and T. Neal. 2010. Fraudulent Financial Reporting: 1998-2007 - An Analysis of US Public Companies, Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).
- Beneish, M. D. 1999. The detection of earnings manipulation. *Financial Analysts Journal* 55 (5) : 24-36.
- Bowen, R. M., A. C. Call, and S. Rajgopal. 2010. Whistle-blowing: Target firm characteristics and economic consequences. *The Accounting Review* 85 (4) : 1239-1271.
- Carcello, J. V. and A. L. Nagy. 2004. Audit firm tenure and fraudulent financial reporting. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 23 (2) : 55-69.
- Dechow, P. M., R. G. Sloan, and A. P. Sweeney. 1996. Causes and consequences of earnings manipulation: An analysis of firms subject to enforcement actions by the SEC. *Contemporary Accounting Research* 13 (1) : 1-36.
- Dechow, P. M., W. Ge, C. R. Larson, and R. G. Sloan. 2011. Predicting material accounting misstatements. *Contemporary Accounting Research* 28 (1) : 17-82.
- Farber, D. B. 2005. Restoring trust after fraud: Does corporate governance matter? *The Accounting Review* 80 (2) : 539-561.
- Feroz, E. H., K. Park, and V. S. Pastena. 1991. The Financial and Market Effects of the SEC's Accounting and Auditing Enforcement Releases. *Journal of Accounting Research* 29 : 107-142.
- Hennes, K. M., A. J. Leone, and B. P. Miller. 2008. The importance of distinguishing errors from irregularities in restatement research: The case of restatements and CEO/CFO turnover. *The Accounting Review* 83 (6) : 1487-1519.
- Karpoff, J. M., D. S. Lee, and G. S. Martin. 2008. The cost to firms of cooking the books. *Journal of Financial and Quantitative Analysis* 43 (3) : 581-611.
- Karpoff, J. M., A. Koester, D. S. Lee, and G. S. Martin. 2017. Proxies and Databases in Financial Misconduct Research. *The Accounting Review* 92 (6) : 129-163.
- Lennox, C. and J. A. Pittman. 2010. Big Five audits and accounting fraud. *Contemporary Accounting Research* 27 (1) : 209-247.
- Palmrose, Z. V., V. J. Richardson, and S. Scholz. 2004. Determinants of market reactions to restatement announcements. *Journal of Accounting and Economics* 37 (1) : 59-89.
- Song, M., N. Oshiro, and A. Shuto. 2016. Predicting Accounting Fraud: Evidence from Japan. *The Japanese Accounting Review* 6 : 17-63.
- Tanimura, J. K. and M. G. Okamoto. 2013. Reputational penalties in Japan: Evidence from corporate scandals. *Asian Economic Journal* 27 (1) : 39-57.
- Wilde, J. H. 2017. The Deterrent Effect of Employee Whistleblowing on Firms' Financial Misreporting and Tax Aggressiveness. *The Accounting Review* 92 (5) : 247-280.
- 青淵正幸. 2011. 「不適切な会計処理の開示が株主価値に与える影響 (<特集>ファイナンスの新たな可能性)」『立教ビジネスレビュー』4 : 24-32.
- 一ノ宮士郎. 2016. 「我が国における不正会計の傾向と分析 (1) : 2004年~2008年における不正な財務報告」『専修マネジメント・ジャーナル』6 (1) : 1-14.

- 一ノ宮士郎. 2017. 「我が国における不正会計の傾向と分析 (2) : 2009 年~2013 年における不正な財務報告」『専修マネジメント・ジャーナル』7 (1) : 1-13.
- 稲葉喜子. 2016. 「不正会計を行う経営者の動機」『早稲田商學』446 : 419-435.
- 稲葉喜子. 2017. 「経営者による不正会計の動機に関する実証研究」『会計プロGRESS』18 : 16-32.
- 奥村雅史. 2014. 『利益情報の訂正と株式市場』中央経済社.
- 加藤真明編著. 2015. 『有価証券報告書等の虚偽記載の法律実務—粉飾決算・会計不正による損害賠償責任』日本加除出版.
- 河野秀喜. 2008. 「金融商品取引所における適時開示制度の概要」柴健次・須田一幸・薄井彰編著『現代のディスクロージャー—市場と経営を革新する』中央経済社 : 224-240.
- 小谷融. 2009. 『新金融商品取引法対応インサイダー取引・相場操縦・虚偽記載規制のすべて』中央経済社.
- 長島・大野・常松法律事務所・あずさ監査法人編. 2010. 『会計不祥事対応の実務—過年度決算訂正事例を踏まえて』商事法務.
- 日本公認会計士協会編. 2015. 『不正調査ガイドライン』日本公認会計士協会出版局.